資料10-1 自治体別・種類別苦情受理件数

(平成16年度)

										十八八十尺)
自治体				典	型 7	公	害			
種類	合 計	小計	大気 汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤	悪臭	典型7公害   以外の苦情
愛 媛 県	209	99	28	40	1	6			24	110
松山市	406	400	179	62		101	6		52	6
今 治 市	17	13	6	1		4			2	4
宇和島市	23	22	14	2		1			5	1
八幡浜市										
新居浜市	105	87	56	6		5	1		19	18
西条市	19	13	4	5		3			1	6
大 洲 市	27	16	1	8	1	2			4	11
四国中央市	62	60	45	8		3			4	2
伊 予 市	1	1				1				
西予市	1									1
東温市	34	11	8			3				23
市計	695	623	313	92	1	123	7	0	87	72
久万高原町										
松 前 町	33	25	15	4		3			3	8
砥 部 町	14	4	3	1						10
中 山 町										
双 海 町										
内 子 町										
伊 方 町										
瀬戸町										
三 崎 町										
吉 田 町	3	3		1		1			1	
三 間 町										
鬼北町										
松 野 町										
津島町										
愛 南 町										
町 計	50	32	18	6	0	4	0	0	4	18
合 計	954	754	359	138	2	133	7	0	115	200

資料10-2 発生源別苦情受理件数

発生源	年度 <u></u>	16
合 計		954
農	業	38
林	業	2
漁	業	3
鉱	業	-
建設	業	202
製造	業	120
電気・ガス・熱供給・水道	業	4
情 報 通 信	業	-
運輸・通信	業	7
卸売・小売	業	28
金融 化保険	業	-
不 動 産	業	2
飲食店、宿泊	業	24
医療、福	祉	19
教育、学習支援	業	-
複合サービス事	業	16
サ ー ビ ス	業	65
公務(他に分類されない	1)	-
分類 不能の産	業	14
会社・事業所以	外	410
個	人	241
そ の	他	38
不	明	131

発生	源			年度	16		
	合		計		954		
焼	却		施	設	67		
産	業用	機	械 1	作動	45		
産	業		排	水	26		
流	出	•	漏	洩	65		
I	事・	建	設 1	作業	89		
飲	食	店	営	業	6		
カ	ラ		オ	ケ	6		
移重	移動発生源(自動車運行) 4						
移	動発生:	源(釒	失道证	運 行)	2		
移動	移動発生源(航空機運航) -						
廃	棄	物	投	棄	112		
家	庭生	活 (	機	械 )	3		
家	庭生活	舌 ( ・	ペッ	۲)	13		
家	庭生活	舌( ·	その	他 )	28		
焼	ž	( <u>i</u>	野 焼	き )	274		
佃		然		系	29		
そ		の		他	110		
不				明	75		

資料10-3 公害防止管理者等の設置を必要とする工場等

区分	特定工場	特定工場が設置すべき公害防止管理者等						
	付 足 工 场	公 害 防 」	上 管 理 者	公害防止統括者	公害防止主任管理者			
大	有害物質を発生する施 設を設置する工場	(第1種公害防止管理者) 排出ガス量 40000Nm³/h以上 の工場	(第2種公害防止管理者) 排出ガス量 40000Nm³/h未満 の工場					
気	排出ガス量10000Nm³ / h以上の工場	(第3種公害防止管理者) 排出ガス量 40000Nm³/h以上 の工場 (第4種公害防止管理者) 排出ガス量 40000Nm³/h未満 の工場 (第1種公害防止管理者) 排出水量 10000m³/日以上の 工場 (第2種公害防止管理者) 排出水量 10000m³/日以上の 工場		排 出 ガ ス 量 40000 N m³ / h / 以上でか つ、排出水量 1 万m³ / 日以上の工場は、				
水	有害物質を発生する施 設を設置する工場				公害防止主任管理者 を設置する。			
質	排出量1000m³/日以上 の工場	(第3種公害防止管理者) 排出水量 10000m³/日以上の 工場	(第4種公害防止管理者) 排出水量 10000m³/日未満の 工場					
騒音	機械プレス(呼び加 圧能力が980キロニュートン以上のものに限る。) 鍛造機(落下部分の 重量が1トン以上のハ ンマーに限る。)	(騒音関係公習	害防止管理者)	常時使用する従業 員数が21人を超え				
特定粉じん	特定粉じん発生施設を 設置する工場	(特定粉じん関係	公害防止管理者)	る工場は、公害防 止統括者を設置す る。				
一般粉じん	一般粉じん発生施設を 設置する工場	(一般粉じん関係	公害防止管理者)					
振動	液圧プレス (矯正プレスを除き、呼び加圧能力が2,941トン以上のものに限る。) 機械プレス (呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る。) 鍛造機 (落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。)	(振動関係公司	害防止管理者)					
ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1の第1号から第4号まで及び別表第2の第1号から第15号までに掲げる施設	(ダイオキシン類関	係公害防止管理者)					